

川崎市中原老人福祉センター指定管理募集要項

この要項は、川崎市中原老人福祉センター（以下「センター」といいます。）の指定管理者の募集に係る手続や、必要書類等を記載したものです。応募を希望する団体は、別に定める「川崎市中原老人福祉センター指定管理仕様書」（以下「仕様書」といいます。）と併せてこの要項をよくお読みの上、応募に当たっては、期日を遵守するとともに、応募書類、手続等に漏れがないよう、十分に留意してください。

1 施設の概要

施設名	川崎市中原老人福祉センター
所在地	中原区井田3-16-2
開設日	昭和41年7月
定員	200名
構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	1,507.87㎡
主な施設内容	資料1「川崎市中原老人福祉センターパンフレット」参照
設置条例	川崎市老人福祉センター条例
施設の目的	【老人福祉法第20条の7】 無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的としています。
利用対象者	(1) 本市の区域内に住所を有する年齢60歳以上の者及びその付添者 (2) 生活相談又は健康相談に来訪した者 (3) 老人福祉事業関係者 (4) その他指定管理者が適当と認める者
利用時間	午前9時から午後4時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（敬老の日を除く。） (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる休日を除く。）
利用料	無料

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、特別な事情によって管理の継続が適当でないと認めた場合や施設の規模や機能等に大きな変更があった場合には、指定の取り消し等を行うことがあります。

3 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること
応募団体は、団体もしくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」といいます。）

とします。法人格は必ずしも必要ありませんが、個人を指定することはできません。また、グループで応募する場合は、グループを代表する団体及びグループ名を定めてください。なお、グループを構成する団体は、2以上のグループの構成団体となることはできません。

- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者、又は破産者で復権を得ていない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、本市における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 本市から指名停止措置を受けている者
 - オ 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立をしている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立をしている者
 - キ 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされている者
 - （ア）法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - （イ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - （ウ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - （エ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - （オ）法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
 - ク 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

4 公募方法等

(1) 公募及び選定等のスケジュール

スケジュールは、次の表のとおりです。ただし、選定等の進捗状況等により、変更する場合があります。

符号	項目	日時等	備考
ア	募集の告示	平成28年8月4日（木）	
イ	応募書類の配布	平成28年8月4日（木）～9月6日（火）	
ウ	応募者説明会	平成28年8月19日（金）	ソリッドスクエア西館10階10C会議室
エ	施設見学会	平成28年8月22日（月）～26日（金）	希望者のみ
オ	質問の受付	平成28年8月4日（木）～8月25日（木）	
	質問への回答	平成28年8月18日（木）までの質問 ⇒原則として8月19日（金）応募者説明会にて回答 平成28年8月19日（金）以降の質問 ⇒原則として開庁日3日以内にHPにて回答	
カ	応募書類の提出	平成28年8月29日（月）～9月6日（火）	
キ	運営状況の視察	平成28年9月中旬	
ク	川崎市健康福祉局指定	平成28年9月下旬（予定）	

	管理者選定評価委員会 高齢者施設部会による 審査		
ケ	市長による最終決定	平成28年10月下旬（予定）	
コ	選定結果の通知・公表	平成28年11月上旬（予定）	
サ	指定管理者の指定	平成28年12月議会（予定）	
シ	協定の締結	平成29年1月（新たな指定管理予定者の場合） 平成29年4月1日（引き続き同じ指定管理予定者の場合）	

ア 募集の告示

(ア) 告示日

平成28年8月4日（木）

(イ) 告示場所

川崎市役所掲示場（川崎市川崎区東田町5番地4）

イ 応募書類の配布

(ア) 配布期間

- a 平成28年8月4日（木）～9月6日（火）の開庁日
- b 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。）
- c 郵送等による取り寄せはできません。なお、仕様書、募集要項、様式等は、本市のホームページ（トップページ⇒事業者情報⇒指定管理者制度⇒指定管理者の募集情報）からダウンロードできます。

(イ) 配布場所（「11 問合せ先、応募書類等配布・受付場所」参照）

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（以下「所管課」といいます。）

ウ 応募者説明会

応募方法、指定管理者業務等についての説明会を次のとおり開催します。応募を予定する団体は、できるだけ参加してください。なお、会場の都合上、参加者は1団体2名までとします。

(ア) 日時及び場所

- a 平成28年8月19日（金）14時から
- b ソリッドスクエア西館10階10C会議室

(イ) 申込方法

様式11「応募者説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、8月18日（木）午後5時まで（時間厳守）に、所管課あてに電子メール等で申し込んでください。

(ウ) 留意事項

説明会当日は、原則として応募書類を配布しませんので、必ず事前に受け取り、当日お持ちください。ただし、やむを得ない理由で事前に受け取ることができない場合は、**様式11**「応募者説明会参加申込書」に理由を記入してください。

エ 施設見学会

センターにおいて、施設見学会を開催します。ただし、原則として施設見学のみとし、センタ

一及び所管課職員による説明は行いません。また、利用時間内に実施するため、見学はセンターの一部とし、利用者及びセンター職員への質問はできないものとします。なお、会場の都合上、参加者は、1団体3名までとします。

(ア) 開催期間

- a 平成28年8月22日(月)～26日(金)
- b 午前の部：午前10時～正午、午後の部：午後1時～3時(申込時に、午前の部又は午後の部のどちらかを選んでください。)

(イ) 施設所在地等

- 所在地 〒211-0035 中原区井田3-16-2
- 最寄駅 JR武蔵小杉・武蔵新城駅から専用バス
- 電話/FAX 044-777-6000/044-777-2833

(ウ) 申込方法

- a 見学を希望する団体は、様式12-1「施設見学会申込書」に必要事項を記入し、見学希望日の前日(閉庁日を除きます。)午後3時までに所管課あてに電子メール等で申し込んでください。折り返し所管課から様式12-2「施設見学会受付票」を送ります。
- b 見学の際には「施設見学会受付票」が必要になりますので、受付票が届かない場合は、お手数ですが、所管課にお問合せください。

(エ) 留意事項

- a 様式12-1の<遵守事項>をよく読み、見学会の趣旨を御了解の上、申し込んでください。
- b 申込み多数の場合は日程調整を行いますので、必ず第2希望まで記入してください。

オ 質問の受付、回答

応募に際し、質問がある場合は、様式13「指定管理者指定に関する質問票」に記入の上、所管課あてに電子メール等で提出してください(原則として、電話、口頭による照会には応じません。)

(ア) 受付期間

平成28年8月4日(木)～8月25日(木)

(イ) 質問への回答

- a 平成28年8月18日(木)までにいただいた質問に対しては、原則として、8月19日(金)の応募者説明会の際に回答します。
- b それ以降の質問に対しては、原則として、開庁日3日以内に本市ホームページに掲載します。
- c 質問及び回答を本市ホームページに掲載することが適当でない判断した場合は、質問した団体に直接電子メール等で回答します。

カ 応募書類の提出

(ア) 提出期間

- a 平成28年8月29日(月)～9月6日(火)の開庁日

b 午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除きます。）

(イ) 提出先等

所管課に直接お持ちください。受付時に応募書類の過不足を確認しますので、郵送による提出はできません。

キ 運営状況の視察

申請者が現在運営している施設がある場合は、平成28年9月中旬までに運営状況の視察を行う場合があります。日程等詳細については、応募書類を提出していただいた後、別途調整の上でお知らせします。

ク 指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会による審査、選定結果の公表・通知

(ア) 平成28年9月下旬頃に開催する「川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会」の中で、応募いただいた書類と提案内容の応募団体によるプレゼンテーションに基づき審議を行い、その結果を参考に市長が指定管理予定者を最終決定し、議会の議決を経て、市が決定します。日程等の詳細については、応募書類を提出していただいた後、別途調整の上でお知らせいたします。

(イ) 全ての応募者に対して審査結果をお知らせします。通知時期は平成28年11月上旬を予定しています。

(ウ) 選定結果の公表

次の事項については、選定結果として本市ホームページへの掲載等によって公表します。

- ・ 応募団体名（グループで参加の場合は、構成する団体名も含みます。）
- ・ 指定管理予定者
- ・ 選定基準及び配点
- ・ 各応募団体の得点
- ・ 選定理由

ケ 指定管理者の指定

(ア) 指定管理予定者の選定後、地方自治法に基づき、平成28年第4回市議会定例会（11～12月開催予定）に指定に関する議案を上程し、議決後12月下旬（予定）に正式な指定管理者として指定を行い、文書で通知します。

(イ) 川崎市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者として指定しないことがあります。また、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合は、応募に要した費用等は一切補償しません。

シ 協定の締結

新たな指定管理者となる場合、平成29年1月に、指定管理者と本市との間で、施設の管理・運営に関する協定の締結を予定しています。協定の内容（予定）については、次の通りです。

※引き続き、同一の指定管理予定者の場合は、平成29年4月1日が協定の締結日となります。

a 協定の目的、有効期間に関する事項

b 管理・運営業務の内容に関する事項

- c 施設、設備、物品に関する事項
- d 管理者の配置、原状変更、事故等に関する事項
- e 業務の実施に関する事項
- f 利用許可、制限に関する事項
- g 管理に要する費用及び支払いに関する事項
- h 情報の公開、文書等の保存、秘密の保持に関する事項
- i 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- j 行政手続に係る規定等の遵守に関する事項
- k 利用者等に対する指導に関する事項
- l モニタリングの実施、事業報告書の提出、業務の報告及び監督に関する事項
- m 損害賠償、リスク分担に関する事項
- n 権利義務の譲渡の禁止に関する事項
- o 不十分な業務の実施に対する指定管理料の減額等に関する事項
- p 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- q 指定期間終了に伴う引継ぎに関する事項
- r 作業報酬の支払に関する事項
- s コンプライアンスに関する事項
- t 業務の継続性の確保に関する事項
- u その他市長が必要と認める事項

(2) 選定基準（考え方）及び配点

ア 指定管理予定者については、「川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会」において、仕様書にある「3 管理・運営に関する基本的な考え方」に掲げる事項を踏まえつつ、事業計画書等について、次の基準及び配点に基づいて、選定を行います。

選定基準		配点
大項目	主な中項目	
事業目的の達成とサービス向上への取組	事業計画	約30%
	施設の管理・運営の基本方針	
	介護予防に資する取組	
	利用者意見の反映	
事業経営計画と管理経費縮減等の取組	収支計画	約30%
	経費縮減策	
事業の安定性・継続性の確保への取組	セルフモニタリングの考え方	約25%
	主体的な業務改善	
	安定的管理等が可能な人的・物的措置	
応募団体自身に関する項目	団体の概要	約10%
	事業実績	
応募団体の取組に関する事項	情報公開	約5%
	個人情報保護	

イ 複数応募の場合は、基準点を満たした応募団体のうちで最高得点の団体を選定します。また、単数応募の場合は、基準点を満たしていれば選定します。

ウ 基準点とは、総合計点の**60%以上**の得点とします。したがって、選定の結果、該当なしとなる場合があります。

(3) 応募費用

応募に係る費用については、すべて応募団体の負担とします。

(4) 応募書類の取扱い

ア 応募書類については、理由のいかんにかかわらず返却しません。

イ 応募書類提出後に、内容の変更（誤字脱字の修正等軽易なものを除きます。）、書類の追加（提出漏れの書類を除きます。）はできません。

ウ 応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき、公開の対象となります。

エ 応募書類の著作権は、応募団体に帰属しますが、応募書類の内容については、本市が公開できるものとしします。

(5) 虚偽の記載への対応

応募書類に虚偽の記載があった場合は、その応募団体は失格とします。

(6) 応募の取下げ

やむを得ない理由により、応募後に申請を取下げの場合は、**様式14**「指定管理者指定に関する申請取下げ書」を速やかに所管課に提出してください。

5 応募書類の記入要領（**資料12-1**「中原老人福祉センター指定管理者指定に関する応募書類一覧」参照）

(1) **様式1-1**「指定管理者指定に関する申請書」

グループで申込む場合は、**様式1-2**「グループ構成団体の届出書」も併せて提出してください。

(2) 事業計画書

ア **様式2**「事業計画書（基本運営）」

イ **様式3**「事業計画書（教養講座等、行事、機能回復訓練）」

指定期間内の各年度分を作成してください。ただし、指定期間中まったく同一の計画内容の場合は、初年度分のみ作成してください。その場合は、様式の所定の欄に○を入力してください。

(3) **様式4**「職員の勤務体制及び勤務形態一覧表」

様式5-3-1～10「経費見積書（年度別人件費内訳）」との整合を図ってください。

(4) 経費見積書

ア 作成に当たっては、仕様書、**資料6**「川崎市中原老人福祉センター予算額（本市指定額）」、及び**資料9**「経費見積書（年度別内訳）」に記入する項目を参照の上、必要となる経費に漏れがないよう十分に留意してください。

イ 入力作業の省力化、入力ミス回避のため、各シートの色付きのセルには、あらかじめ計算式を

設定していますので、色付きのセルを上書きしたり、設定された計算式を削除したりしないでください。

ウ 必要に応じて行を増やしたり入れ替えたりする際には、計算式の参照範囲に十分に留意してください。

エ 経費見積書の構成は、次のとおりです。

(ア) **様式5-1**「経費見積書（指定期間内合計）」

団体名を記入してください。

(イ) **様式5-2-1～5**「経費見積書（年度別内訳）」

【人件費支出】については、嘱託医についてのみ、【事務費支出】及び【事業費支出】については、必要な項目に必要額を計上してください。

(ウ) **様式5-3-1～10**「経費見積書（年度別人件費内訳）」

配置する職員について、必要な項目に必要額を計上してください。また、**様式4**「職員の勤務体制及び勤務形態一覧表」との整合を図ってください。

(エ) **様式5-4-1～5**「経費見積書（年度別備品購入、賃借料内訳）」

- a 備品（単価2万円超）の購入やリースを予定する場合は、必要事項を記入してください。
- b 予定がなければ提出は不要です。
- c リース期間中は、内容の変更がなくても、該当年度の様式に費用の計上が必要です。

(5) 団体に関する事項

応募団体が団体の支部等に位置付けられている場合であっても、次に掲げる資料を提出してください。

ア 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）

イ 登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項証明書）

応募の日から3か月以内に発行されたもの。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類

ウ 役員の名簿及び履歴書

履歴書には、現住所、職歴等を記入してください。

エ 団体の概要（従業員数等を含みます。）及び組織図

標記の内容を充足していれば、団体のパンフレット等でも可とします。

オ 平成25年度から平成27年度までの財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書。平成28年度に設立された団体にあつては、設立時の財産目録。

カ 平成28年度及び平成29年度における団体の事業計画書及び収支予算書

応募団体の全体の活動が把握できるものを提出してください。また、平成29年度の事業計画書及び収支予算書については、センターの指定管理業務を見込んだものとしてください。

キ 団体の就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程

ク 団体又はその代表者の平成25年度から平成27年度までの納税証明書（市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税）

(ア) 税の未納がないことを応募の要件（「3(2)オ」参照）としていますので、納税額の証明は必要ありません。

(イ) **様式6**「指定管理者指定に関する申立書」

団体又はその代表者に納税義務がない場合、必要事項を記入してください。

ケ **様式7**「現に運営している社会福祉事業の概要」

現に運営している社会福祉関係事業がある場合、必要事項を記入してください。

コ **様式8**「所長予定者の経歴」

所長予定者の経歴等について、必要事項を記入してください。

サ **様式9**「コンプライアンス（法令順守）に関する申告書」

「8 コンプライアンス（法令順守）」を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

シ **様式10**指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報^の外部提供合意書

暴力団排除措置の対象者（3（2）キ）の対象者に該当するか否かについて、本市が神奈川県警に調査を依頼することを同意する書面。

(6) 応募書類の体裁

ア 原則として、サイズはA4版とします。

イ 提出に当たっては、お手数ですが、応募書類を**資料12-2**「中原老人福祉センター指定管理者指定に関する応募書類順番等」の順番に並べてインデックスを貼付し、1部ずつファイリングして提出してください。

(7) 提出部数

ア 正本1部、副本10部を提出してください。

イ 副本は正本の複写としますが、上記(5)キ、ク、ク(イ)、ケ、サ、シの6種類の書類については、正本にだけ入れてください。

ウ 両面印刷を可とします。

6 川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会委員との接触の禁止

本件の募集に伴い、指定管理予定者の審査に係る川崎市健康福祉局指定管理者選定評価委員会高齢者施設部会委員との接触を禁止します。また、接触の事実が認められた場合、失格となることがあります。

7 作業報酬の支払い

川崎市契約条例に規定した「特定契約制度」の対象であり、本市と指定管理者が締結する協定書に作業報酬に関する規定を設けます。

なお、「川崎市作業報酬審議会」の意見を踏まえて市長が決定した作業報酬下限額が変動した場合、指定管理委託料の追加支給等の予算措置はしないこととします。

8 コンプライアンス（法令順守）

様式9 「コンプライアンス（法令順守）に関する申告書」

過去2年間に次のような事由があった場合に提出してください。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出してください。

①川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

⇒川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断。

②法人・団体に次の事由があった場合

⇒労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めを置く法律（食品衛生法、警備業法等（いわゆる「業法」））、その他の法令の違反によって、公訴を提起され、または、行政庁による監督処分がなされた。

③法人・団体の役員またはその使用人による次の事由があった場合

⇒業務上の贈賄、横領、窃取、搾取、器物破壊その他の指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障を来す行為又はその恐れがある行為があった。

※選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る書類の提出後であっても、上記①～

③の事由が生じた場合は、速やかに書面にて報告してください

9 情報公開・個人情報保護

（1）情報公開に関すること

ア 指定管理者は「川崎市情報公開条例」を遵守し、指定管理業務に係る情報の公開について、適切な対応を図ってください。

イ 開示請求に係る公文書に指定管理者の役員又は職員の氏名、職等の情報がある場合で、当該情報がその職務の遂行に係るものであるときは開示の対象となります。

（2）個人情報の保護に関すること

ア 指定管理者は、施設の管理・運営上で取り扱う個人情報の保護のため、「川崎市個人情報保護条例」に基づき、適正に取り扱う義務を負います。

イ 個人情報の管理、開示等の事項については、本市の基準に基づいて定めた協定の事項に則り、適切な対応を図ってください。

10 行政手続の準用

指定管理者は、行政手続法及び川崎市行政手続条例における「行政庁」にあたることから、同法及び同条例の規定の適用を受けることとなります（審査基準・処分基準・標準処理期間の策定、行政処分実施時における一連の手続執行等）。

また、指定管理者は、川崎市行政手続条例の「市の機関」には該当しませんが、市の機関に準ずるものとして、指定管理者が施設の利用者等へ指導する場合には、同条例第4章（行政指導）の趣旨に則り、適切に行う必要があります。

1 1 問合せ先、応募書類等配布・受付場所

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（担当 浅野）

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電 話 044-200-2638

F A X 044-200-3926

E-MAIL 4Ozaitak@city.kawasaki.jp